

事務事業名		地球温暖化対策推進実行計画進行管理事務		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業 <input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業		
政策体系	政策名	06 自然豊かな環境の保全と創造		事業期間		
	施策名	26 生活環境の保全				
	基本事業名	01 地域環境保全の推進		単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 13 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入		
根拠法令		地球温暖化対策の推進に関する法律		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 04 01 03 07 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)		
所属	部課名	生活福祉部市民環境課		全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量(千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0		
	課長名	安田 由紀男				
	係名	環境衛生係	電話			0192-27-3111
	担当者	千葉 真琴	内線			124
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により策定した大船渡市地球温暖化対策実行計画に基づき、市が直接行なう事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量の削減を推進する。 これまで、第1次計画(計画期間:平成13～17年度)、第2次計画(計画期間:平成18～22年度)、平成23年度以降は東日本大震災の影響を受けて定めた「当面の取組方針」により取り組みを進めてきた。現在は、第2次大船渡市環境基本計画(計画期間:平成25～34年度)の中に盛り込んだ地球温暖化対策実行計画により、温室効果ガス総排出量の目標を計画期間において対前年度以下と定め取り組みを進めているが、日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)を踏まえて次期計画を策定するための基礎データを整理するとともに、設備等の改善や運用の改善等に関して実効性の高い計画の検討を行うことを目的とし、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の採択を受け、平成28年度に大船渡市カーボン・マネジメント調査事業を実施した。 地球温暖化対策に係る具体的な取組項目について職員へ周知して実践を促すとともに、市施設・公用車等の電気や燃料の使用量等を調査・公表し、取組成果の検証と改善手法の検討を行いながら、地球温暖化対策を推進する。						

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		ア 燃料使用量の集計回数 回	
<ul style="list-style-type: none"> 各課等の電気及び燃料の使用量の照会、取組状況の照会、温室効果ガス総排出量の集計と公表 大船渡市カーボン・マネジメント調査事業の実施(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用) 地球温暖化対策に係る具体的な取組についての職員への周知 		イ 取り組み状況点検票の集計回数 回	
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		ウ 発表回数 回	
<ul style="list-style-type: none"> 市所有施設のエネルギー使用量の照会(主要施設(33施設):4半期ごと、全施設(約300施設):1年ごと)及び温室効果ガス総排出量の集計と公表、各課における取組状況の照会(半期ごと) 地球温暖化対策推進実行計画の改訂、「環境施策推進会議」の「大船渡市カーボン・マネジメント推進検討会」としての活用、各課からの環境施策推進委員の選任 		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		名称 単位	
<ul style="list-style-type: none"> 市所有施設 市職員及び施設利用者等 地球温暖化対策 		カ 対象施設 箇所	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		キ 職員数 人	
地球温暖化対策(運用改善(ソフト)及び設備と更新(ハード対策))による省エネルギーの更なる推進		ク	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
環境負荷を軽減する意識を醸成、実践し、大船渡市のみならず気仙広域をはじめ広域に波及させることで、豊かな自然環境を後世に残す		名称 単位	
		サ 温室効果ガス総排出量の削減率(対基準年度(平成25年度)比) %	
		シ	
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	単位	年度						
				27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(目標)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円							
		都道府県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円		9,919					
		一般財源	千円		1					
	事業費計(A)		千円		0	9,920	0	0	0	0
	人件費	正規職員従事人数	人		2	4	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間		520	900	840	320	320	320
		人件費計(B)	千円		2,080	3,600	3,360	1,280	1,280	1,280
		トータルコスト(A)+(B)		千円		2,080	13,520	3,360	1,280	1,280
⑤ 活動指標										
	ア	回		4	4	4	4	4	4	
	イ	回		2	2	2	2	2	2	
	ウ	回		4	4	4	4	4	4	
⑥ 対象指標										
	カ	箇所		300	300	300	300	300	300	
	キ	人		476	468	458	458	458	458	
⑦ 成果指標										
	サ	%		-4.8	(-6.9)	-9.0	-11.1	-13.2	-15.3	
	シ									
	ス									

事務事業ID	0071	事務事業名	地球温暖化対策推進実行計画進行管理事務
--------	------	-------	---------------------

- (3) 事務事業の環境変化・住民意見等**
- ① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により、地球温暖化対策推進実行計画を策定し、市が直接行なう事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量の削減を推進することが市町村の責務として定められたため、平成12年度に第1次計画を策定し、平成13年度より取り組みが開始された。
- ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
第1次地球温暖化対策実行計画(計画期間:平成13~17年度)では削減目標値を基準年度(11年度)比6%、第2次計画(計画期間:平成18~22年度)では削減目標値を基準年度(17年度)比3.2%として取り組みを進め、成果を挙げてきた。しかし、東日本大震による復旧・復興のための膨大な事業量の発生により、当面の取り組み方針として削減数値目標を設定せずに第2次計画の取り組みを継続することとした。その後、2016年にはパリ協定が発効し、日本が提出した約束草案では、2030年度までに2013年度比で26%、市の事務事業が属する業務その他部門においては40%以上の削減という高い目標が掲げられている。
- ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
新築の施設には省エネルギー型の機器が導入されているが、従前は設置基準等が変わり、設備の数量が多くなる等、必ずしも省エネルギーになっているとは言えない部分もある。ただし、電力使用量は増加しているものの、今後も化石燃料(灯油、重油、LPG)の利用は減少していくものと考えられるため、今後、再生可能エネルギーによる発電量が増加することで、二酸化炭素排出量は減少していくことが期待される。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	地球温暖化防止のための実践活動によってエネルギー使用量が減少し、温室効果ガスの排出量が削減され、環境への負荷の軽減及び経費節減に結び付く。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	地球温暖化対策推進法により、市町村の責務として定められている。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	地球温暖化対策推進法により、市町村の責務として定められている。なお、その効果を地域全体に波及させていくため、地球温暖化対策実行計画(地域施策編)の策定についても今後検討していく必要がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	地球温暖化対策推進実行計画の改訂、「環境施策推進会議」の「大船渡市カーボン・マネジメント推進検討会」としての活用、各課からの環境施策推進委員の選任により、PDCAサイクルを活用し、職員一丸となって取組を行うことにより、成果の向上が期待できる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	地球温暖化対策推進法により、市町村の責務として実施が定められているため、廃止・休止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	進行管理を外部委託等にした場合であっても、担当課におけるデータの取りまとめ等の作業が必要であり、人件費等の削減には直接つながらない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	現任でも、集計方式等の変更により、所要時間の短縮や事務効率の改善に努めている。また、集計作業人員も最低限度で行っており、これ以上の削減は不可能である。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	当該計画の進行管理における受益者負担はない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																			
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) → 3 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。(終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果</td> <td>向上</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	成果	向上	●		維持		×	低下		×	×
	コスト																			
	削減	維持	増加																	
成果	向上	●																		
	維持		×																	
低下		×	×																	
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 大船渡市カーボンマネジメント調査事業(地方公共団体カーボンマネジメント強化事業)の補助要件として、地球温暖化対策推進実行計画の改訂が必須であることから、平成29年度に計画の改訂(全面)を行う。																				

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) → 3 終了・廃止・休止	カーボンマネージメント調査事業により収集した調査数値を基に、地球温暖化対策実行計画の改訂を行い、目標値達成へ向けて庁内全体で計画的に取り組んでいく。